



流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

今回の日合商解説（vol.90）では、令和6年2月13日に閣議決定された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」について解説を行っていきます。物流産業を魅力あるものとするため、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策が推進されていきます。

INDEX

- ① 現代社会における物流の重要性と課題
- ② 安全性と効率化の向上への取り組み
- ③ トラック・軽トラック事業者の規制と安全性確保

① 現代社会における物流の重要性と課題

物流は現代社会において極めて重要な役割を果たしています。経済活動の円滑な遂行や国民生活の基盤を支える社会インフラと位置づけられていますが、近年の物流業界では働き方改革の必要性や物流の停滞に関する懸念が高まっています。特に「2024年問題」の表面化は多くの事業者にとって課題であり、これに対処するためには大規模な対策が必要とされています。

この問題に対処するための目標として、物流の持続的成長が掲げられ、今回挙げられた法律案の具体的な効果として施行後3年での荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上が挙げられています。また、特に軽トラック運送業における死傷事故の増加が指摘され、これらの事故を防止するための対策も急務とされています。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum



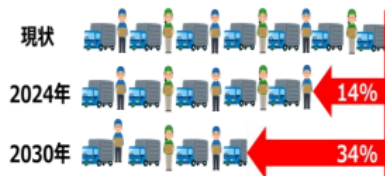
② 安全性と効率化の向上への取り組み

● 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。



○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

法案の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】
＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

対策の一環として、荷主・物流事業者に対する規制的措置が検討されています。流通業務総合効率化法の制定により、荷主や物流事業者には物流効率化のための取り組みが義務付けられ、国が基準を策定して助言や指導を行います。また、特定規模以上の事業者には中長期計画の作成や定期報告が義務付けられ、不十分な場合は勧告や命令が行われます。さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任が義務付けられます。

これらの規制的措置は物流業界の健全な発展と安全確保を図るために必要不可欠であり、荷主や物流事業者、消費者などの協力が不可欠です。物流の効率化や安全性の向上は、国民生活や経済活動に直結する重要な課題であり、継続的な取り組みが求められています。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

③トラック・軽トラック事業者の規制と安全性確保

貨物自動車運送事業法に基づくトラック事業者の取引に対する規制は、安全性や適正な取引を確保するための措置が含まれています。

元請事業者は実際の運送を担当する事業者の情報を含む実運送体制管理簿を作成することが求められます。運送業務が適切に管理され、トラック事業の透明性が向上します。

運送契約の際には、提供する役務の内容や対価などを明確に記載した書面を交付することが義務づけられます。取引の条件が明確化され、トラブルや紛争の防止につながります。

他の事業者の運送を利用する場合には、適正な取引を確保するための努力が求められます。特に一定規模以上の事業者には、適正取引に関する管理規程の作成や責任者の選任が義務づけられます。

同様に、貨物自動車運送事業法に基づく軽トラック事業者への規制も安全性や法令遵守の重要性を強調しています。まず、軽トラック事業者は、法令を遵守し、事故の予防や対処のための知識を持つ管理者の選任と講習受講が義務づけられます。事故やトラブルの発生を防止し、運送業務の安全性を高めることが期待されます。事故が発生した場合は国土交通大臣への事故報告が必要であり、国交省による公表対象には軽トラック事業者に関する事故報告や安全確保に関する命令などの情報が含まれます。事業者や利用者に対して情報の透明性と信頼性が向上し、安全な軽トラック事業の推進が図られます。

これらの規制は、トラックおよび軽トラック事業者による安全で適正な運送業務の実施を確保することを目的としており、国民の安全と利益を守る重要な役割を果たしていきます。

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。
- 運送契約の締結等において、提供する役務の内容やその対価（**付帯業務料、燃料サーチャージ等**を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け*2。
- 他の事業者の**運送の利用（＝下請けに出す行為）の適正化**について**努力義務*3**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。
- 国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

- 荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減
- 積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

